

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税課税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、固定資産税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宇都宮市長

公表日

令和7年4月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税課税事務
②事務の概要	地方税法及びその他地方税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、宇都宮市税条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。))が、賦課期日(1月1日)時点において本市内に所在する土地、家屋及び償却資産の現況を収集し、固定資産税及び都市計画税を算出し賦課決定し、通知する。また、賦課決定した後においても、必要に応じ現地調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正・取消を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された固定資産税情報から各証明書を発行する。 ① 固定資産税及び都市計画税に関する賦課事務 ② 固定資産税及び都市計画税に関する減免事務 ③ 納税義務者の宛名情報の管理事務 ④ 名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳の検索及び印刷 ⑤ 固定資産税に関する証明発行事務
③システムの名称	① 市税システム(固定資産税) ② 市税システム(税宛名管理) ③ 共通基盤システム(庁内連携システム) ④ 団体内統合宛名システム ⑤ 地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) ⑥ 市税システム(収納管理)
2. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表の24の項 ・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	理財部 資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 理財部 資産税課 電話番号:028-632-2280
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 理財部 資産税課 電話番号:028-632-2280
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した

3. 規則第9条第2項の適用		1. 適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	資産税課長 大音 雅	資産税課長 本澤 利明	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2015/1/1	2017/7/1	事後	しいき値判断に変更なし
平成29年7月11日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	2015/1/1	2017/7/1	事後	しいき値判断に変更なし
令和1年11月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	① 抵オンラインシステム(固定資産税) ② 抵共通名システム	① 市税システム(固定資産税) ② 税宛名管理システム	事前	
令和1年11月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	固定資産税課税ファイル	資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル	事前	
令和1年11月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	資産税課長 本澤 利明	資産税課長	事後	重要な変更項目でないため 特定個人情報保護評価書の 様式変更
令和1年11月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	しいき値判断に変更なし
令和1年11月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	しいき値判断に変更なし
令和1年11月15日	IV リスク対策	記載なし	特定個人情報保護評価書の様式変更に伴いIV リスク対策を追加	事前	特定個人情報保護評価書の 様式変更
令和2年4月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	②税宛名管理システム	②市税システム(税宛名管理) ⑤市税システム(収納管理)	事後	
令和2年4月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の16の項 ・第9条第1項 行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表の24の項 ・第9条第1項 行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第 16条	事後	法令等の改正による
令和7年4月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	しいき値判断に変更なし
令和7年4月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	しいき値判断に変更なし
令和7年4月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	記載なし	十分である	事前	特定個人情報保護評価書の 様式変更
令和7年4月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	記載なし	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る機密的なマイナンバーの次の重要な事項を遵守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む情報による照会を原則とすること。 ・増入での確認による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事前	特定個人情報保護評価書の 様式変更
令和7年4月11日	IV リスク対策 11. 最も感度が高いと考えられる対策	記載なし	[O]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	特定個人情報保護評価書の 様式変更